2　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合にないものとされる青色欠損金額等の範囲を定めるとともに、本制度により損金の額に算入される繰越欠損金額について見直しを行うこととした。（第一一二条、第一一六条の二、第一一六条の三、第一一七条の二及び第一五五条の二関係）

3　貸倒引当金制度について、本制度の適用を受けることができる法人の範囲、売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人等が本制度の適用を受ける場合に対象となる特定の金銭債権の範囲等の細目を定めることとした。（第九六条及び第九七条関係）

4　寄附金の損金算入限度額について、次の見直しを行うこととした。

㈠　一般寄附金の損金算入限度額について、資本金等の額の一、〇〇〇分の二・五相当額と所得の金額の一〇〇分の二・五相当額との合計額の四分の一（改正前二分の一）と、資本を有しない法人等にあっては所得の金額の一〇〇分の一・二五相当額（改正前一〇〇分の二・五相当額）とする。（第七三条及び第一五五条の一三関係）

㈡　特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額について、資本金等の額の一、〇〇〇分の三・七五相当額（改正前一、〇〇〇分の二・五相当額）と所得の金額の一〇〇分の六・二五相当額（改正前一〇〇分の五相当額）との合計額の二分の一と、資本を有しない法人等にあっては所得の金額の一〇〇分の六・二五相当額（改正前一〇〇分の五相当額）とする。（第七七条の二及び第一五五条の一三の二関係）

5　外国税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　控除限度額の計算上、外国で課税されない所得の全額（改正前三分の二）を国外所得から除外するほか、国外所得を全所得の九〇パーセントに制限する制度に対する特例を廃止する。（第一四二条及び第一五五条の二八関係）

㈡　外国税額控除の対象から除外される所得に対する負担が高率な外国法人税の水準を、三五パーセント超（改正前五〇パーセント超）に引き下げる。（第一四二条の二及び第一五五条の二七関係）

6　当初申告の確定申告書に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる次の制度について、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に適用金額を記載した書類の添付がある場合等に限り適用を受けることができることとした。（第七三条の二、第一一三条、第一一三条の二、第一二三条の八及び第一二三条の九関係）

㈠　公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例

㈡　引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例

㈢　特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越し不適用制度における事業規模の判定に係る特例

㈣　特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例

㈤　特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例

7　中小法人等の範囲から法人課税信託の受託法人を除外する措置に貸倒引当金制度及び欠損金の繰越控除制限制度を加えることとした。（第一四条の一〇関係）

8　国税通則法に税務職員の質問検査権に関する規定が横断的に整備されたことに伴う所要の整備を行うこととした。（旧法人税法施行令第一五二条関係）

9　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（財務省）

1　相続開始前三年以内に贈与があった場合の相続税額の計算に係る特定贈与財産とするための手続について、当初申告に加え、修正申告書又は更正請求書に一定の事項の記載等をした場合であっても適用を受けることができることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第三八一号）（財務省）

1　国税通則法に質問検査権に関する規定が集約化されたことに伴い、仕入れ税額控除不足額の還付に係る証明書類等の提示等を求めることができる規定を削除することとした。（第六六条関係）

2　この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第三八二号）（財務省）

1　更正の請求をする理由の基礎となる事実を証明する書類の添付義務について、明確化を図ることとした。（第六条関係）

2　当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権について、取締り上必要があると認めるときの蒸留機等につき封を施すことができる箇所を定めることとした。（第三〇条の二関係）

3　提出物件の留置きに係る手続を定めることとした。（第三〇条の三関係）

4　調査の事前通知に係る通知事項を定めることとした。（第三〇条の四関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三八三号）（財務省）

1　上場証券投資信託等の償還金等の支払調書等の提出に関する調査において提出された物件に係る留置きの手続を定めることとした。（第四条の七の二、第一九条の三、第一九条の四、第二五条の一〇の一〇、第二五条の一三の七及び第二六条の二一関係）

2　集積区域における集積産業用資産の特別償却制度について、対象となる集積産業用資産の取得価額の合計額の上限を定めることとした。（第六条、第二八条の五及び第三九条の四九関係）

3　特定農産加工品生産設備等の特別償却制度について、対象となる特定農産加工品生産設備の取得価額の最低限度等を定めることとした。（第六条の二、第二八条の七及び第三九条の五二関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八四号）（財務省）

1　内国消費税の調査において提出された物件に係る留置きの手続を定めることとした。（第三〇条の二関係）

2　この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八五号）（財務省）

1　国外送金等調書の提出に関する調査において提出された物件に係る留置きの手続を定めることとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、平成二五年一月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第三八六号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第八条の一二、第八条の一五、第八条の一六、第八条の一八、第八条の一九、第八条の二一、第八条の二二、第八条の二四及び第九条関係）

㈡　外国の法人税等の額を法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした。（第九条の七及び第四八条の一三関係）